

■ 4条1項11号

不服 2018-6124

<本願商標>



第12類「カーダンパー，カープッシャー，カープラー，牽引車，荷役用索道，陸上の乗物用の動力機械（その部品を除く。），陸上の乗物用の機械要素，乗物用のサスペンション，緩衝器，乗物用盗難警報器，車いす，電動車いす，電動アシスト車いす，陸上の乗物用の交流電動機又は直流電動機（その部品を除く。），船舶並びにその部品及び附属品，水上オートバイ並びにその部品及び附属品，ボート，産業用無人ボート，水中用の遠隔操作式乗物，航空機並びにその部品及び附属品，産業用無人ヘリコプター並びにその部品及び附属品，自動車・電動自動車並びにそれらの部品及び附属品，スノーモービル並びにその部品及び附属品，ゴルフカート・電動ゴルフカート並びにそれらの部品及び附属品，レーシングカート並びにその部品及び附属品，オフロード車並びにその部品及び附属品，二輪自動車・電動二輪自動車・自転車・電動自転車・電動アシスト自転車並びにそれらの部品及び附属品，人力車，そり，手押し車，荷車，馬車，リヤカー，乳母車，三輪自動車並びにその部品及び附属品，三輪車並びにその部品及び附属品，三輪モーターサイクル並びにその部品及び附属品」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は，登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標1：「POWERTECH」の欧文字を横書き

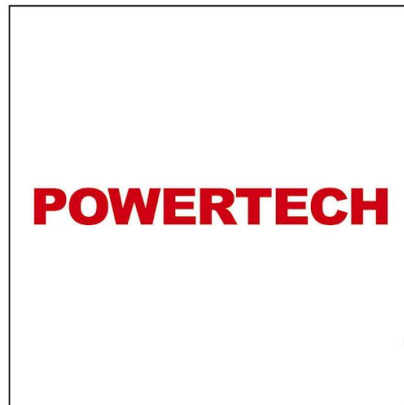
第12類「自動車並びにその部品及び附属品，二輪自動車・自転車並びにそれらの部品及び附属品，乳母車，人力車，そり，手押し車，荷車，馬車，リヤカー，荷役用索道，カーダンパー，カープッシャー，カープラー，牽引車，ディーゼル機関，その他の陸上の乗物用の動力機械器具，陸上の乗物用の機械要素」

引用商標2：「POWERTECH」の欧文字を横書き

第7類「ディーゼル機関，その他の動力機械器具（陸上の乗物用のもの及び「水車・風車」を除く。），耕うん機械器具（手持ち工具に当たるものを除く。），栽培機械器具，収穫機械器具，植物粗製繊維加工機械器具，飼料圧搾機，飼料裁断機，飼料配合機，飼料粉碎機，機械

要素（陸上の乗物用のものを除く。）」

引用商標 3：「パワーテック」の片仮名文字と「POWERTECH」の欧文字を二段
第 7 類「金属加工機械器具、芝刈機、起動器、交流電動機及び直流電動機（陸上の乗物用の
交流電動機及び直流電動機（その部品を除く。）を除く。）、交流発電機、直流発電機」



引用商標 4：

第 9 類「電池、太陽電池」及び第 11 類「電球及び照明用器具」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、黒色の角に丸みのある台形的な六角形の図形の内側上部に、一体的にまとまりよく図案化された「AC」の欧文字と「POWERTECH」の欧文字とを上下 2 段に配し、下段末尾の「H」の文字の右側から上段の「C」の文字にかかるように葉と思しき図形を配してなるところ、背景の台形的な六角形の図形は、文字部分と葉と思しき図形部分の外周を囲む様に表され、本願商標全体がまとまりよく構成されている。

そして、構成中の「AC」の欧文字は、型式、品番等を表す記号、符号として取引上類型的使用されているものであるとしても、かかる構成においては、該文字部分が商品の型式、品番等を表す記号、符号を表示するものとして直ちに認識されるとはいい難く、また、殊更該文字部分を捨象し、その構成中の「POWERTECH」の文字部分のみをもって取引に資するとみるべき特段の事情も見いだし得ない。

そうすると、本願商標は、その文字部分の構成全体をもって、特定の語義を有することのない一種の造語を表したものとして認識されるというのが相当であるから、その文字部分全体に相応する「エーシーパワーテック」の称呼のみを生じ、特定の観念を生じないものである。

したがって、本願商標の文字部分から「POWERTECH」の文字部分のみを抽出して、該文字に相応した、外観及び「パワーテック」の称呼が生じるものとし、その上で、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、妥当でなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

理由はあっさりと言われていますが、個人的にはかなりの疑問を抱いた審決です。

本願商標の上段にある「AC」は、下段の「POWERTECH」よりもかなり大きく表わされているものの、審決では、『構成中の「AC」の欧文字は、型式、品番等を表す記号、符号として取引上典型的に使用されているものであるとしても、かかる構成においては、該文字部分が商品の型式、品番等を表す記号、符号を表示するものとして直ちに認識されるのはいい難く、また、殊更該文字部分を捨象し、その構成中の「POWERTECH」の文字部分のみをもって取引に資するとみるべき特段の事情も見いだし得ない』とされた上で、『本願商標は、その文字部分の構成全体をもって、特定の語義を有することのない一種の造語を表したものとして認識されるというのが相当であるから、その文字部分全体に相応する「エーシーパワーテック」の称呼のみを生じ、特定の観念を生じない』と認定されました。

その結果、本願商標は、「POWERTECH」の構成からなる引用各商標とは非類似であると結論付けられました。

たしかに、本願商標は、六角形の枠内に上下二段の文字がまとまりよく配置されたデザインではありますが、これより「エーシーパワーテック」の称呼のみが生じると言い切れるかは疑問です。「AC」という、基本的に識別力が弱いと考えられるアルファベット2文字を本願商標のように大きく表示する場合、一般的な需要者は「POWERTECH」ブランドの「AC」シリーズ商品であると理解・認識するのが自然ではないでしょうか。

また、「AC」には「交流」や「エアコン」といった意味もあるようですから、指定商品との関係性を考慮しても、識別力は比較的弱いと考えられますし、「POWERTECH」部分が要部と認識される余地も十分にあるように思います。

本願商標の「AC」部分が周知・著名であるとか、「POWERTECH」の語の識別力が弱いとかいう事情があればともかく、全体としての意味合いも生じない本願商標をデザイン的な一体性だけで審決のように判断するのは、釈然としないものがあります。

(弁理士 永露祥生)

<2018年11月30日>